

評議員及び役員等の報酬総額と支給基準

1. 評議員の報酬

(1) 支給総額

定款第 8 条に定める額(50 万円)の範囲内とする。

(2) 支給基準

- ① 評議員会の出務 1 回あたり 12,480 円(源泉税引き後 10,000 円)とする。
- ② 評議員会以外の出務については、上記を基準として理事会の承認のもとに理事長が決定する額を支給することができる。
- ③ 当法人の特殊関係者に該当する評議員に対しては、これを支給しない。
- ④ この報酬を支給した場合、出務に要した交通費は支給しない。

2. 役員報酬

(1) 支給総額

今年度は、職員給与分を含めて 1,200 万円以内とする。

(2) 支給基準

- ① 当法人の職員を兼ねる役員にあつては、給与規程に基づく額とする。
- ② 当法人の職員を兼ねない役員にあつては、理事会及び評議員会並びに監事監査等、本会の運営に必要な出務 1 回あたり 12,480 円(源泉税引き後 10,000 円)とする。
- ③ 当法人の特殊関係者に該当する役員及び当法人の職員を兼ねる役員に対しては、これを支給しない。
- ④ ②の報酬を支給した場合、出務に要した交通費は支給しない。

3. 評議員選任・解任委員の報酬

(1) 支給総額

今年度は、10 万円以内とする。

(2) 支給基準

- ① 外部委員及び監事にあつては、1 出務あたり 12,480 円(源泉税引き後 10,000 円)とする。
- ② 事務局員に対しては支給しない。
- ③ この報酬を支給した場合、出務に要した交通費は支給しない。